

令和6年小田原市議会12月定例会議案説明資料

(議案第102号～議案第114号)

令和6年11月29日提出

目 次

○条例議案

議案第102号	小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第103号	小田原市手数料条例の一部を改正する条例	2
議案第104号	小田原市建築基準条例の一部を改正する条例	9
議案第105号	小田原市下水道条例の一部を改正する条例	10

○事件議案

議案第106号	財産の無償譲渡について（超低温冷凍庫及び低温冷凍庫）	11
議案第107号	指定管理者の指定について（国府津駅自転車駐車場）	12
議案第108号	指定管理者の指定について（小田原市民ホール）	15
議案第109号	指定管理者の指定について（小田原市いこいの森）	21
議案第110号	指定管理者の指定について（小田原市梅の里センター）	24
議案第111号	指定管理者の指定について（小田原漁港交流促進施設）	27
議案第112号	指定管理者の指定について（小田原こどもの森公園わんぱく らんど及び辻村植物公園）	31
議案第113号	指定管理者の指定について（小田原市立小田原駅東口図書館 及びおだびよ子育て支援センター）	34
議案第114号	工事請負契約の変更について（旧小田原市民会館解体撤去工 事）	38

條例議案說明資料

議案第102号

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

児童手当法の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

児童手当法が一部改正され、児童の父母等の所得額に応じた児童手当の特例給付制度が廃止されたことに伴い、これに応じた規定の整備を行うこととする。(別表第2関係)

[適 用]

公布の日

議案第103号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

[改正理由]

建築基準法が一部改正され、建築確認及び各種検査の対象となる建築物の規模等の基準が見直されるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律が一部改正され、建築物の新築又は増改築において建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられること等に伴い、これらの事務に係る手数料を定める等のため改正する。

[内 容]

1 建築基準法の一部改正に伴う措置

(1) 建築確認の申請に係る審査手数料の引上げ（第5条関係）

建築確認の申請に対する審査における床面積の合計の区分を次のように細分化するとともに、審査手数料の額を次のように引き上げることとする。

改 正 後		改 正 前	
床面積の合計	金 額	床面積の合計	金 額
30 m ² 以内のもの	15,000円	30 m ² 以内のもの	10,000円
30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	28,000円	30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	18,000円
100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	43,000円	100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	28,000円
200 m ² を超え 300 m ² 以内のもの	48,000円	200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	36,000円
300 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	55,000円		

(2) 完了検査の申請に係る検査手数料の引上げ等（第6条関係）

ア 建築物に関する完了検査の申請に対する検査における床面積の合計の区分を次のように細分化するとともに、検査手数料の額を次のように引き上げることとする。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

床面積の合計	金 額	床面積の合計	金 額
30 m ² 以内のもの	24,000円	30 m ² 以内のもの	16,000円
30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	30,000円	30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	19,000円
100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	39,000円	100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	25,000円
200 m ² を超え 300 m ² 以内のもの	44,000円	200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	34,000円
300 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	53,000円		

イ 住宅の建築物エネルギー消費性能基準に関する完了検査の申請に係る検査手数料を次のように定めることとする。

(ア) 一戸建ての住宅 14,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る住宅部分

住宅部分の床面積の合計	金 額
300 m ² 未満のもの	21,000円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	35,000円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	67,000円
5,000 m ² 以上のもの	100,000円

(3) 減額して定める完了検査の申請に係る検査手数料の引上げ（第7条関係）

中間検査を受けた建築物に関する完了検査の申請に対する検査における床面積の合計の区分を次のように細分化するとともに、減額して定める検査手数料の額を次のように引き上げることとする。

改 正 後		改 正 前	
床面積の合計	金 額	床面積の合計	金 額
30 m ² 以内のもの	23,000円	30 m ² 以内のもの	15,000円
30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	29,000円	30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	18,000円

100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	38,000円	100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	24,000円
200 m ² を超え 300 m ² 以内のもの	42,000円	200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	31,000円
300 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	49,000円		

(4) 中間検査の申請に係る検査手数料の引上げ（第8条関係）

中間検査の申請に対する検査における床面積の合計の区分を次のように細分化するとともに、検査手数料の額を次のように引き上げることとする。

改正後		改正前	
床面積の合計	金額	床面積の合計	金額
30 m ² 以内のもの	24,000円	30 m ² 以内のもの	15,000円
30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	28,000円	30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	18,000円
100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	37,000円	100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	23,000円
200 m ² を超え 300 m ² 以内のもの	42,000円	200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	32,000円
300 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	50,000円		

(5) 建築基準法の一部改正に伴う規定の整備（第6条～第9条関係）

建築基準法の条項に移動が生じたことに伴い、当該移動が生じた条項を引用する規定を整備することとする。

2 建築基準法に基づく事務に係る手数料の免除の要件の緩和（第10条関係）

建築基準法に基づく事務に係る手数料の免除の要件を次のように緩和することとする。

改正後	改正前
市長が認める災害の被災者が自ら居住	市長が認める災害の被災者が自ら居住

<p>するために建築し、若しくは大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする住宅（その建築設備を含む。）又は自ら居住する住宅の敷地を造成するための擁壁で、その災害が発生した日から2年以内に確認、認定又は許可の申請をした場合</p>	<p>するために建築する住宅で、その災害が発生した日から6月以内に確認の申請をした場合</p>
---	---

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正等に伴う措置

(1) 住宅のエネルギー消費性能に係る算定方法における仕様・計算併用法の新設に伴う審査手数料の設定

ア 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る審査手数料の設定（第20条関係）

低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る仕様・計算併用法による審査の手数を次のように定めることとする。

(ア) 一戸建ての住宅

床面積の合計	金 額
200㎡未満のもの	25,000円
200㎡以上のもの	28,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る住宅部分

住宅部分の床面積の合計	金 額
300㎡未満のもの	51,000円
300㎡以上2,000㎡未満のもの	86,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	150,000円
5,000㎡以上のもの	220,000円

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査手数料の設定（第23条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る仕様・計算併用法による審査の手数を次のように定めることとする。

(7) 一戸建ての住宅

床面積の合計	金 額
200㎡未満のもの	25,000円
200㎡以上のもの	28,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る住宅部分

住宅部分の床面積の合計	金 額
300㎡未満のもの	51,000円
300㎡以上2,000㎡未満のもの	86,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	150,000円
5,000㎡以上のもの	220,000円

(2) 建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定の義務付けに伴う手数料の設定（第23条関係）

建築物のうち、住宅の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を次のように定めることとする。

ア 一戸建ての住宅

(7) 仕様基準により判定するもの

床面積の合計	金 額
200㎡未満のもの	17,000円
200㎡以上のもの	19,000円

(イ) 仕様・計算併用法により判定するもの

床面積の合計	金 額
200㎡未満のもの	25,000円
200㎡以上のもの	28,000円

(ウ) (7)又は(イ)以外の方法により判定するもの

床面積の合計	金 額
200㎡未満のもの	34,000円
200㎡以上のもの	38,000円

イ 一戸建ての住宅以外の建築物に係る住宅部分

(7) 仕様基準により判定するもの

住宅部分の床面積の合計	金 額
300㎡未満のもの	33,000円
300㎡以上2,000㎡未満のもの	57,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	100,000円
5,000㎡以上のもの	160,000円

(i) 仕様・計算併用法により判定するもの

住宅部分の床面積の合計	金 額
300㎡未満のもの	51,000円
300㎡以上2,000㎡未満のもの	86,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	150,000円
5,000㎡以上のもの	220,000円

(ii) (7)又は(i)以外の方法により判定するもの

住宅部分の床面積の合計	金 額
300㎡未満のもの	69,000円
300㎡以上2,000㎡未満のもの	120,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	200,000円
5,000㎡以上のもの	280,000円

(3) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る審査手数料の廃止（第23条関係）

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定制度が廃止されることに伴い、当該認定に係る審査手数料を廃止することとする。

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正に伴う規定の整備（第6条、第20条及び第23条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

4 その他

規定を整備することとする。

[適用]

- 1 建築基準法の一部改正に伴う規定の整備
公布の日
- 2 上記以外

令和 7 年 4 月 1 日

議案第104号

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

[改正理由]

建築基準法が一部改正され、特殊建築物等に係る構造及び耐火に関する規制が緩和されたことに伴い、これに準じた基準の整備を行う等のため改正する。

[内 容]

- 1 耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化（第15条、第24条、第33条、第34条、第36条、第37条、第42条、第47条、第54条及び第59条関係）

主要構造部を耐火構造等とすることとされていた耐火建築物について、主要構造部のうち火災時に損傷しても建築物の倒壊及び延焼に影響のない部分は、耐火構造等とすることを要しないこととする。

- 2 防火に関する規制に係る別棟みなし規定の新設（第20条、第22条、第42条及び第48条関係）

同一の防火に関する規制が適用されていた2以上の部分で構成されている建築物について、当該2以上の部分が火熱遮断壁等で区画されている場合には、その区画部分ごとに別の建築物とみなし、それぞれ防火に関する規制を適用することとする。

- 3 既存不適格建築物の増築等に対する制限の緩和（第56条関係）

既存不適格建築物の増築等に対する制限に関し、その増築等が既存部分の危険性を増大させない限りにおいて、当該建築物の既存部分に対する防火及び避難に関する規制を遡及適用しないこととする等の見直しを行うこととする。

- 4 建築基準法施行令の一部改正に伴う規定の整備（第59条関係）

建築基準法施行令の条項に移動が生じたことに伴い、当該移動が生じた条項を引用する規定を整備することとする。

- 5 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

公布の日

議案第 105 号

小田原市下水道条例の一部を改正する条例

[改正理由]

常駐又は専任を求める規制の緩和を図る観点から、排水設備工事の指定工事店に係る指定基準の見直しを行うため改正する。

[内 容]

1 指定工事店の指定基準の緩和（第 5 条の 3 関係）

排水設備工事の指定工事店に係る指定基準のうち、神奈川県区域内に所在する営業所ごとに排水設備工事責任技術者の配置を求める基準を次のように緩和することとする。

改 正 後	改 正 前
排水設備工事責任技術者の登録を受けている者のうちから、1人以上の者を選任していること。ただし、神奈川県区域内に所在する他の営業所において選任されている排水設備工事責任技術者を兼任させることを妨げない。	排水設備工事責任技術者が1人以上専属していること。

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

事 件 議 案 說 明 資 料

議案第106号

財産の無償譲渡について

1 譲渡する財産一覧

No.	内容	製造メーカー	型番	台数
1	超低温冷凍庫	PHC株式会社	MDF-C8V1-PJ	1台
2	超低温冷凍庫	株式会社EBAC	UD-80W74NF	2台
3	超低温冷凍庫	株式会社カノウ冷機	LAB8s	2台
4	超低温冷凍庫	日本フリーザー株式会社	CVF-78HC	3台
5	低温冷凍庫	株式会社EBAC	ECVD-24W70	4台

2 譲渡する財産（画像）

<p>No. 1 超低温冷凍庫</p>  <p>(PHC株式会社)</p>	<p>No. 2 超低温冷凍庫</p>  <p>(株式会社EBAC)</p>	<p>No. 3 超低温冷凍庫</p>  <p>(株式会社カノウ冷機)</p>
<p>No. 4 超低温冷凍庫</p>  <p>(日本フリーザー株式会社)</p>	<p>No. 5 低温冷凍庫</p>  <p>(株式会社EBAC)</p>	

議案第107号

指定管理者の指定について

国府津駅自転車駐車場の指定管理者の選定について

1 施設の概要

- (1) 施設名 国府津駅自転車駐車場
- (2) 所在地 小田原市国府津四丁目1番2号
- (3) 開設年月日 令和4年4月1日
- (4) 設置目的 公共の場所における自転車等の駐車に関する秩序を確立し、自転車等の利用者の利便を図ることにより、良好な生活環境を保持する等のため

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の使用の許可及びその取消しその他の利用に関すること。
- (2) 施設の設備及び器具の維持管理に関すること。
- (3) 利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。
- (4) 施設の設置目的を達する範囲かつ指定業務の実施を妨げない範囲における指定管理者による自主的な事業に関すること。
- (5) その他施設の管理運営に必要な業務

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 選定までの経過

第1回指定候補者選定委員会開催 (募集方法及び内容の確認)	令和6年7月8日
募集要項配布	令和6年7月17日～8月21日
質問受付期間	令和6年8月5日～8月21日
申請受付期間	令和6年9月2日～9月13日 ※2者から申請。うち1者辞退。
第2回指定候補者選定委員会開催 (申請団体のプレゼンテーション、質	令和6年10月18日

疑応答、採点、選定)	
------------	--

5 申請状況

団体名	所在地	主な事業内容
CYCLE PARK 国府津	東京都中央区日本 橋本石町四丁目6 番7号	公益財団法人自転車駐車場整備センター： 自転車等駐車場の設置及び管理 友輪株式会社：自転車駐車場の維持管理及 び料金の収納の受託

6 審査・協議の概要

小田原市自転車駐車場指定候補者選定委員会により、申請団体の審査及び協議を行った。

(1) 小田原市自転車駐車場指定候補者選定委員会の構成

区 分	氏 名	役 職 等
委員長	府 川 悟 志	小田原市市民部長
委員	山 本 真 之	小田原警察署交通第一課長
委員	尾 崎 輝 雄	小田原交通安全協会副会長
委員	諸 星 治 哉	神奈川県県西地域県政総合センター 企画調整部企画調整課長兼商工観光課長
委員	永 峰 康 次	税理士
委員	佐 藤 正 和	小田原市都市部長

(2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委員が審査基準に従って申請団体を採点した。

CYCLE PARK 国府津

No.	審査項目	配点	得点
1	施設等の維持管理や利用者に対する配慮が適切な ものか	60	54
2	提供するサービスの向上が図られるか	90	69

3	利用料金収入の確保及び管理運営経費の縮減が図られるか	90	69
4	安定した管理運営を行うための体制及び財政基盤を有しているか	60	46
5	地域貢献・社会的貢献の取組は十分か	60	48
	(合計)	360	286

この結果、小田原市自転車駐車場指定候補者選定委員会としては、CYCLE PARK 国府津が指定候補者として適切であるとの結論に至った。

なお、次の内容を、要望事項として付した。

ア 自転車の運転者の事故被害の軽減及び交通安全意識の向上を図るため、市と連携し、乗車用ヘルメットの着用促進を図ること。

イ 本施設は、付帯設備として会議室を備えているため、この特性を生かした自主事業の実施を検討すること。

7 指定候補者

小田原市自転車駐車場指定候補者選定委員会における審査・協議を踏まえ、次の団体を指定候補者として選定した。

- (1) 団体名 CYCLE PARK 国府津
- (2) 代表者名 公益財団法人自転車駐車場整備センター 理事長 樺島 徹
- (3) 所在地 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

議案第108号

指定管理者の指定について

小田原市民ホールの指定管理者の選定について

1 施設の概要

- (1) 施設名 小田原市民ホール
- (2) 所在地 小田原市本町一丁目7番50号
- (3) 開設年月日 令和3年9月5日
- (4) 設置目的 芸術文化創造の拠点として市民の芸術文化活動を推進するとともに、交流活動の機会を提供し、これらによるまちのにぎわいの創出を図ることにより、芸術文化の振興並びにまちなかの回遊性の向上及びまちの活性化に寄与するため

2 指定管理者が行う業務

- (1) 小田原市民ホール条例（令和2年小田原市条例第1号）第3条に規定する事業の実施に関する事。

参考 (1) 市民ホールの施設及び設備を住民の利用に供すること。
(2) 芸術文化の振興に関する事業の企画及び実施に関する事。
(3) 観光、国際交流、福祉、教育、産業等との連携によるまちのにぎわいを創出する取組に関する事。
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

- (2) 利用の許可及び取消し、その他施設の利用に関する事。
- (3) 利用料金の徴収、減免及び還付に関する事。
- (4) 施設及び付属設備の維持管理に関する事。
- (5) 施設の設置目的を達する範囲かつ指定業務の実施を妨げない範囲における、指定管理者による自主的な事業に関する事。
- (6) その他施設の管理運営に必要な業務

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 選定までの経過

第1回指定候補者選定委員会開催 (募集方法及び内容の確認)	令和6年3月21日
募集要項配布	令和6年6月4日～9月13日
質問受付期間	令和6年6月10日～6月17日
説明会及び現地見学会	令和6年6月12日
申請受付期間	令和6年7月2日～9月13日
第2回指定候補者選定委員会開催 (申請団体のプレゼンテーション、質疑 応答、採点、選定)	令和6年10月17日

5 申請状況

団体名	所在地	主な事業内容
小田原三の丸ホール 芸術文化創造パート ナーズ	横浜市青葉区荏田 西二丁目1番3号	株式会社タウンニュース社：地域情報誌 の発行 一般財団法人小田原市事業協会：売店、 駐車場、体育施設、文化施設、公園等の 管理運営（主に小田原市からの受託業 務） 株式会社オービーエム管財：清掃、環境 衛生管理 FM小田原株式会社：放送法による一般 放送に関する事業、イベント企画
小田原未来創造ネッ トワーク	東京都港区芝三丁 目23番1号	株式会社JTBコミュニケーションデザ イン：施設運営 株式会社神奈川共立：舞台管理 万葉倶楽部株式会社：公衆浴場の経営、 温泉供給業務、その他業務 株式会社エス・ビー・エム：維持管理、 清掃

6 審査・協議の概要

小田原市民ホール指定候補者選定委員会により、申請団体の審査及び協議を行った。

(1) 小田原市民ホール指定候補者選定委員会の構成

区分	氏名	役職等
委員長	湯川 恵子	神奈川大学教授（経営学部国際経営学科）
委員	梶 奈生子	東京文化会館事業企画課長
委員	関 佳史	株式会社 t v k コミュニケーションズ顧問
委員	志村 恵美子	税理士
委員	山本 博文	小田原箱根商工会議所専務理事
委員	中根 希子	ピアニスト
委員	澤田 知可子	アーティスト
委員	大木 勝雄	小田原市文化部長
委員	和田 芳廣	小田原市経済部副部長
委員	早川 潔	小田原市企画部長
委員	佐藤 正和	小田原市都市部長

(2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委員が審査基準に従って各申請団体を採点した。

小田原三の丸ホール芸術文化創造パートナーズ

審査項目	配点	得点
1 申請者の管理運営能力及び妥当性（配点：225点）		
指定管理業務実施にあたっての基本方針	45	36
応募理由	45	37
業務の推進体制	90	74
安定した管理運営を行うための基盤	45	29
2 「文化・芸術の拠点」としての役割を果たすための事業計画（配点：225点）		
施設運営	90	70
施設管理	45	35

市民の文化・芸術活動を推進する事業企画	90	66
3 「まちなのにぎわい創出の拠点」としての役割を果たすための事業計画（配点：180点）		
まちなのにぎわいを創出する事業企画	90	66
回遊の促進	90	64
4 小田原三の丸ホールの魅力をさらに高める事業計画（配点：90点）		
利用促進計画	45	37
申請者の管理運営に対するアイデアやノウハウの一層の活用	45	31
5 申請者が提案する事業計画が実現可能な収支計画（配点：90点）		
実現可能な収支計画	45	30
経費削減の取組	45	30
6 小田原三の丸ホールの管理運営を通じて行う社会貢献・地域貢献（配点：90点）		
社会貢献への取組	45	34
地域貢献への取組	45	34
(合計)	900	673

小田原未来創造ネットワーク

審査項目	配点	得点
1 申請者の管理運営能力及び妥当性（配点：225点）		
指定管理業務実施にあたっての基本方針	45	36
応募理由	45	35
業務の推進体制	90	44
安定した管理運営を行うための基盤	45	36
2 「文化・芸術の拠点」としての役割を果たすための事業計画（配点：225点）		
施設運営	90	60
施設管理	45	33

市民の文化・芸術活動を推進する事業企画	90	64
3 「まちのにぎわい創出の拠点」としての役割を果たすための事業計画（配点：180点）		
まちのにぎわいを創出する事業企画	90	64
回遊の促進	90	70
4 小田原三の丸ホールの魅力をさらに高める事業計画（配点：90点）		
利用促進計画	45	31
申請者の管理運営に対するアイデアやノウハウの一層の活用	45	32
5 申請者が提案する事業計画が実現可能な収支計画（配点：90点）		
実現可能な収支計画	45	29
経費削減の取組	45	30
6 小田原三の丸ホールの管理運営を通じて行う社会貢献・地域貢献（配点：90点）		
社会貢献への取組	45	34
地域貢献への取組	45	33
（合計）	900	631

この結果、小田原市民ホール指定候補者選定委員会としては、小田原三の丸ホール芸術文化創造パートナーズが指定候補者として適切であるとの結論に至った。

なお、次の内容を、要望事項として付した。

ア 芸術文化活動を行う市民のパートナーであることを十分に認識し、事業の運営に努めること。

イ 多くの市民が文化・芸術に関心を持つきっかけとなるよう事業の内容や周知方法を工夫するとともに、市民による活動に新しいつながりを生み出すような事業展開に努めること。

ウ 事業者の特性を生かした事業を実施しつつ、来館者の周辺地域への回遊促進に努めること。

エ 共同事業体を構成する各事業者の財務状況には十分に留意するとともに、文化ホールは収益性の高い施設ではないことを踏まえ、健全かつ持続的な経営を

心がけること。

7 指定候補者

小田原市民ホール指定候補者選定委員会における審査・協議を踏まえ、次の団体を指定候補者として選定した。

- (1) 団 体 名 小田原三の丸ホール芸術文化創造パートナーズ
- (2) 代 表 者 名 株式会社タウンニュース社 代表取締役 宇山 知成
- (3) 所 在 地 横浜市青葉区荏田西二丁目1番3号

議案第109号

指定管理者の指定について

小田原市いこいの森の指定管理者の選定について

1 施設の概要

- (1) 施設名 小田原市いこいの森
- (2) 所在地 小田原市久野4294番地の1
- (3) 開設年月日 昭和57年5月24日
- (4) 設置目的 森林を市民の保健及び休養の場として活用し、森林の有する公益的機能の啓発及び緑化思想の普及高揚を図るとともに林業の振興に資するため

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の使用許可に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) 施設における行事の企画及び実施に関すること。
- (4) その他、市長が必要と認める業務

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 選定までの経過

第1回指定候補者選定委員会開催 (募集方法及び内容の確認)	令和6年7月26日
募集要項配布	令和6年8月14日～9月9日
説明会及び現地見学会	令和6年8月30日 ※台風第10号の影響により中止。
質問受付期間	令和6年8月30日～9月10日
申請受付期間	令和6年9月18日～10月1日
第2回指定候補者選定委員会開催 (申請団体のプレゼンテーション、質疑 応答、採点、選定)	令和6年10月28日

5 申請状況

団体名	所在地	主な事業内容
いこいの森共同事業体	小田原市南町一丁目1番40号	一般財団法人小田原市事業協会：売店、駐車場、体育施設、文化施設、公園等の管理運営 小田原市森林組合：森林整備 株式会社T-FORESTRY：山林やスポーツ施設及び遊戯施設等の管理運営 株式会社Recamp：キャンプサイトの管理運営

6 審査・協議の概要

小田原市農林業振興施設指定候補者選定委員会により、申請団体の審査及び協議を行った。

(1) 小田原市農林業振興施設指定候補者選定委員会の構成

区分	氏名	役職等
委員長	青木一実	小田原市経済部農林業振興担当部長
委員	田中裕子	税理士
委員	宮内宏人	小田原市自治会総連合副会長
委員	夏苺健二	小田原市観光協会事務局長
委員	藤本明美	小田原市校長会町田小学校長
委員	小室万里子	かながわ西湘農業協同組合 女性部曾我の里支部長

(2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委員が審査基準に従って申請団体を採点した。

いこいの森共同事業体

No.	審査項目		配点	得点
1	申請者に関する項目	(1) 団体等の能力	60	40

2	事業運営に関する項目	(1) 運営管理の基本方針及び体制	90	72
		(2) 維持管理	90	69
		(3) サービス向上及び利用促進の取組	120	108
3	安全対策に関する項目	(1) 安全対策	90	75
4	効率的なコスト管理に関する項目	(1) 効率的運営	60	42
5	社会・環境貢献・地域貢献に関する項目	(1) 社会・環境貢献	30	25
		(2) 地域貢献	60	48
(合計)			600	479

この結果、小田原市農林業振興施設指定候補者選定委員会としては、いこいの森共同事業体が指定候補者として適切であるとの結論に至った。

なお、次の内容を、要望事項として付した。

ア 市民のための施設であることを再認識し、市民にとって利用しやすいサービスの提供に努めること。

イ 得られた収益の一部は施設に投資し、施設の魅力を高めるよう努めること。

ウ 障がい者、高齢者等が休養の場として森林に親しむことができるよう、施設のバリアフリー化等に努めること。

エ 来訪者の市内での回遊性向上に努めること。

7 指定候補者

小田原市農林業振興施設指定候補者選定委員会における審査・協議を踏まえ、次の団体を指定候補者として選定した。

(1) 団体名 いこいの森共同事業体

(2) 代表者名 一般財団法人小田原市事業協会 代表理事 小澤 千香良

(3) 所在地 小田原市南町一丁目1番40号

議案第110号

指定管理者の指定について

小田原市梅の里センターの指定管理者の選定について

1 施設の概要

- (1) 施設名 小田原市梅の里センター（本館）及び曾我みのり館（分館）
- (2) 所在地 本館 小田原市曾我別所807番地の17
分館 小田原市上曾我2984番地
- (3) 開設年月日 本館 平成4年7月1日
分館 平成11年4月6日
- (4) 設置目的 梅その他の特産物を生かした農業を振興することにより、地域の活性化を図るため

2 指定管理者が行う業務

- (1) 利用の許可及びその取消し、その他施設の利用に関すること。
- (2) 利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。
- (3) 施設及び付属設備等の維持管理に関すること。
- (4) その他、施設の管理運営に必要な業務

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 選定までの経過

第1回指定候補者選定委員会開催 (募集方法及び内容の確認)	令和6年7月26日
募集要項配布	令和6年8月14日～9月9日
説明会及び現地見学会	令和6年8月26日
質問受付期間	令和6年8月30日～9月10日
申請受付期間	令和6年9月18日～10月1日
第2回指定候補者選定委員会開催 (申請団体のプレゼンテーション、質疑 応答、採点、選定)	令和6年10月28日

5 申請状況

団体名	所在地	主な事業内容
フロンティア1株式会社	小田原市寿町一丁目1番12号	浄化槽等の害虫駆除、消毒事業、ビルメンテナンス業

6 審査・協議の概要

小田原市農林業振興施設指定候補者選定委員会により、申請団体の審査及び協議を行った。

(1) 小田原市農林業振興施設指定候補者選定委員会の構成

区分	氏名	役職等
委員長	青木一実	小田原市経済部農林業振興担当部長
委員	田中裕子	税理士
委員	宮内宏人	小田原市自治会総連合副会長
委員	夏苺健二	小田原市観光協会事務局長
委員	藤本明美	小田原市校長会町田小学校長
委員	小室万里子	かながわ西湘農業協同組合 女性部曾我の里支部長

(2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委員が審査基準に従って申請団体を採点した。

フロンティア1株式会社

No.	審査項目	配点	得点
1	施設等の維持管理や利用者に対する配慮	150	119
2	提供するサービスの向上	240	182
3	管理運営経費の縮減	60	42
4	安定した管理運営を行うための人員及び財政基盤	90	75
5	地域貢献・社会的貢献の取組	60	45
	(合計)	600	463

この結果、小田原市農林業振興施設指定候補者選定委員会としては、フロンティ

ア 1 株式会社が指定候補者として適切であるとの結論に至った。

なお、次の内容を、要望事項として付した。

ア 小田原梅まつりは曾我地区も会場となっており、市内外から多くの方が施設に来館することから、来館者の市内への回遊促進を図ること。

7 指定候補者

小田原市農林業振興施設指定候補者選定委員会における審査・協議を踏まえ、次の団体を指定候補者として選定した。

- (1) 団 体 名 フロンティア 1 株式会社
- (2) 代 表 者 名 代表取締役 鈴木 大介
- (3) 所 在 地 小田原市寿町一丁目 1 番 1 2 号

議案第 1 1 1 号

指定管理者の指定について

小田原漁港交流促進施設の指定管理者の選定について

1 施設の概要

- (1) 施設名 小田原漁港交流促進施設
- (2) 所在地 小田原市早川 1 番地の 2 8
- (3) 開設年月日 令和元年 1 1 月 2 2 日
- (4) 設置目的 水産物及びその加工品、地域の特産物並びに水産物を主たる材料とする飲食物等の販売の場並びに地域に関する情報を提供することにより、本市の水産業の振興、水産物の消費の拡大及び市民と来訪者との交流の促進を図るため

2 指定管理者が行う業務

- (1) 水産物及びその加工品、地域の特産物、飲食物等の販売の場としてその施設を住民の利用に供すること。
- (2) 地域に関する情報の提供に関すること。
- (3) 市民と来訪者との交流活動の機会の提供に関すること。
- (4) 施設の使用の許可に関すること。
- (5) 施設の維持管理に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める業務

3 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

4 選定までの経過

第 1 回指定候補者選定委員会開催 (募集方法及び内容の確認)	令和 6 年 7 月 1 7 日
募集要項配布	令和 6 年 7 月 2 4 日～ 8 月 1 9 日
質問受付期間	令和 6 年 7 月 2 9 日～ 8 月 1 3 日
申請受付期間	令和 6 年 8 月 2 3 日～ 9 月 6 日
第 2 回指定候補者選定委員会開催	

(申請団体のプレゼンテーション、質疑応答、採点、選定)	令和6年10月11日
-----------------------------	------------

5 申請状況

団体名	所在地	主な事業内容
小田急電鉄・鮑屋共同事業体	東京都渋谷区代々木二丁目28番12号	小田急電鉄株式会社：鉄道事業、不動産業、ホテル、旅館及び食堂の経営、その他事業 株式会社鮑屋：水産物の加工及び販売、魚介類の販売
株式会社相州村の駅	小田原市早川一丁目15番地の12	観光用土産品の開発、製造及び卸販売、飲食店の経営、水産物の加工及び卸販売、観光関連施設の管理運営

6 審査・協議の概要

小田原漁港交流促進施設指定候補者選定委員会により、申請団体の審査及び協議を行った。

(1) 小田原漁港交流促進施設指定候補者選定委員会の構成

区分	氏名	役職等
委員長	浪川珠乃	東京海洋大学 海の研究戦略マネジメント機構 教授
委員	杉山達哉	公認会計士
委員	杉本錦也	一般社団法人小田原市観光協会 専務理事
委員	脇昌丈	早川地区自治会連合会長
委員	戸川丈寿	神奈川県県西地域県政総合センター 農政部長
委員	遠藤孝枝	小田原市経済部長

(2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委員が審査基準に従って各申請団体を採点した。

小田急電鉄・鮎屋共同事業体

No.	審査項目	配点	得点
1	施設の設置目的の達成	60	45
2	関係法令等の遵守及び規程の適切な管理	30	19
3	安定した管理の履行に必要な人員及び財政基盤	90	53
4	施設の効用を最大限に発揮させる事業計画及びその管理運営能力	270	168
5	サービスの向上と利用促進策	210	156
6	施設の設置目的達成に必要なその他の事項	60	39
(評価点の合計)		720	480
7	本社所在地による加点	10	5
(総合点)		730	485

株式会社相州村の駅

No.	審査項目	配点	得点
1	施設の設置目的の達成	60	53
2	関係法令等の遵守及び規程の適切な管理	30	26
3	安定した管理の履行に必要な人員及び財政基盤	90	77
4	施設の効用を最大限に発揮させる事業計画及びその管理運営能力	270	225
5	サービスの向上と利用促進策	210	165
6	施設の設置目的達成に必要なその他の事項	60	48
(評価点の合計)		720	594
7	本社所在地による加点	10	10
(総合点)		730	604

この結果、小田原漁港交流促進施設指定候補者選定委員会としては、株式会社相州村の駅が指定候補者として適切であるとの結論に至った。

なお、次の内容を、要望事項として付した。

ア 水産物及びその加工品、地域の特産物並びに水産物を主たる材料とする飲食

物を優先的に取り扱い、市内産 6 割以上を目指すこと。

ただし、市内産の定義は「市内で生産し、又は採取される農林水産物、市内で製造し、若しくは加工した工芸製品その他の物品等」とする。

イ 出店者の選定、雇用、施設管理の委託化などは、市内優先に配慮した管理運営体制の構築に努め、地域経済の活性化に資する施設とすること。

ウ 食をはじめとした地域の魅力などを広く発信することで、本港エリアを含む小田原漁港全体のにぎわいを創出すること。

エ 近隣住民とその居住環境への配慮を優先し、特に繁忙期は、交通の集中による国道 1 3 5 号の渋滞が危惧されるため、適切な交通対策を講じること。

7 指定候補者

小田原漁港交流促進施設指定候補者選定委員会における審査・協議を踏まえ、次の団体を指定候補者として選定した。

- (1) 団 体 名 株式会社相州村の駅
- (2) 代 表 者 名 代表取締役 瀬上 恭寛
- (3) 所 在 地 小田原市早川一丁目 1 5 番地の 1 2

議案第112号

指定管理者の指定について

小田原こどもの森公園わんぱくらんど及び辻村植物公園の指定管理者の選定について

1 施設の概要

- (1) 施設名 小田原こどもの森公園わんぱくらんど
所在地 小田原市久野4377番1ほか
開設年月日 平成12年4月29日
設置目的 緑豊かな自然環境の中で、遊ぶ意欲や遊びに熱中する感動的な空間を創出し、遊びを通じて人や動物との関わり合いを学び、創出する喜びや発見する喜びが自由にのびのびと体験できる「遊びと交流の場」として提供するため
- (2) 施設名 辻村植物公園
所在地 小田原市荻窪1579番8ほか
開設年月日 平成2年6月21日
設置目的 辻村農園の梅林及び諸外国から取り寄せた種子から試作した庭園樹等を整備し、自然景観と貴重な植物を保護するため

2 指定管理者が行う業務

- (1) 有料の公園施設の利用に関すること。
- (2) 公園施設の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める業務

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 選定までの経過

第1回指定候補者選定委員会開催 (募集方法及び内容の確認)	令和6年7月19日
募集要項配布	令和6年8月8日～9月24日
説明会及び現地見学会	令和6年8月23日

質問受付期間	令和6年8月23日～9月2日
申請受付期間	令和6年9月9日～9月24日
第2回指定候補者選定委員会開催 (申請団体のプレゼンテーション、質疑 応答、採点、選定)	令和6年10月16日

5 申請状況

団体名	所在地	主な事業内容
わんぱく・辻村共同 事業体	小田原市南町一丁 目1番40号	一般財団法人小田原市事業協会：売店、 駐車場、体育施設、文化施設、公園等の 管理運営（主に小田原市からの受託業務） 小田原市森林組合：森林整備 株式会社T-FORESTRY：山林や スポーツ施設及び遊戯施設等の管理運営

6 審査・協議の概要

小田原市都市公園指定候補者選定委員会により、申請団体の審査及び協議を行った。

(1) 小田原市都市公園指定候補者選定委員会の構成

区分	氏名	役職等
委員長	榑野良明	公益財団法人都市緑化機構専務理事
委員	藤田真由美	一般財団法人公園財団常務理事
委員	志村恵美子	税理士
委員	渡邊歩	小田原市PTA連絡協議会幹事
委員	湯川増夫	久野地区自治会連合会会長
委員	夏苺健二	一般社団法人小田原市観光協会事務局長
委員	下澤伸也	小田原市建設部副部長

(2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委員が審査基準に従って申請団体を採点した。

なお、委員1名が欠席したため、6名で審査・協議を行った。

わんぱく・辻村共同事業体

No.	審査項目		配点	得点
1	申請者に関する項目	(1) 団体等の能力	60	46
2	事業運営に関する項目	(1) 運営管理の基本方針及び体制	90	69
		(2) 維持管理	60	48
		(3) サービス向上及び利用促進の取組	120	88
3	安全対策に関する項目	(1) 安全対策	90	72
4	効率的なコスト管理に関する項目	(1) 効率的運営	60	44
5	社会・環境貢献・地域貢献に関する項目	(1) 社会・環境貢献	60	42
		(2) 地域貢献	60	44
(合計)			600	453

この結果、小田原市都市公園指定候補者選定委員会としては、わんぱく・辻村共同事業体が指定候補者として適切であるとの結論に至った。

なお、次の内容を、要望事項として付した。

ア 広報・宣伝活動の充実を図り、公園の利用促進に努めること。その際、SNSなど若年層等に効果的なツールを活用することも検討すること。

イ 関係者の意見を聴取する場として運営協議会等を定期的を開催し、地域住民や関係団体等とより一層の連携を図ること。

ウ これまでの取組を検証しつつ、利用者数など適切な目標を設定した上で、様々な自主事業なども展開し、公園の魅力向上や市内への回遊性の向上に努めること。

7 指定候補者

小田原市都市公園指定候補者選定委員会における審査・協議を踏まえ、次の団体を指定候補者として選定した。

- (1) 団体名 わんぱく・辻村共同事業体
- (2) 代表者名 一般財団法人小田原市事業協会 代表理事 小澤 千香良
- (3) 所在地 小田原市南町一丁目1番40号

議案第113号

指定管理者の指定について

小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センターの指定管理者の選定について

1 施設の概要

- (1) 施設名 小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センター
- (2) 所在地 小田原市栄町一丁目1番15号（ミナカ小田原6階）
- (3) 開設年月日 令和2年10月19日
- (4) 設置目的 小田原駅前の特性を生かし、中心市街地の活性化と地域振興に寄与するとともに、両施設の連携により、次世代育成の推進を図るため

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の管理運営に関すること。
- (2) 施設の設備及び備品等の維持管理に関すること。
- (3) 施設の設置目的を達する範囲かつ指定業務の実施を妨げない範囲における指定管理者による自主的な事業に関すること。
- (4) その他施設の管理運営に必要な業務

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 選定までの経過

第1回指定候補者選定委員会開催 (募集方法及び内容の確認)	令和6年7月18日
募集要項配布	令和6年7月25日～9月2日
質問受付期間	令和6年7月30日～8月9日
説明会	令和6年8月2日
申請受付期間	令和6年8月19日～9月2日
第2回指定候補者選定委員会開催 (申請団体のプレゼンテーション、質疑)	令和6年10月3日

応答、採点、選定)	
-----------	--

5 申請状況

団体名	所在地	主な事業内容
ゆうりん・おだたんグループ	横浜市中区伊勢佐木町一丁目4番地1	株式会社有隣堂：地方公共団体が公募する指定管理による図書館管理運営業務、書籍、文具、教材等の販売、出版業 学校法人三幸学園小田原短期大学：地方公共団体が公募する指定管理による子育て支援センターの管理運営業務、専門的知識と能力を身につけ、社会で活躍する人材の育成を目指した短期大学の運営
おだわらGrow upグループ	東京都文京区大塚三丁目1番1号	株式会社図書館流通センター：地方公共団体が公募する指定管理による図書館管理運営業務、図書館用書籍の装備、納品、書誌データの作成 株式会社明日香：地方公共団体が公募する指定管理による子育て関連施設の管理運営業務、保育士等人材派遣業務、託児サービスの提供

6 審査・協議の概要

小田原市立小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センター指定候補者選定委員会により、申請団体の審査及び協議を行った。

(1) 小田原市立小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センター指定候補者選定委員会の構成

区分	氏名	役職等
委員長	野口 武 悟	専修大学教授 小田原市図書館協議会委員長
副委員長	原 美 紀	特定非営利活動法人びーのびーの副理事長

委員	永峰康次	税理士
委員	大木勝雄	小田原市文化部長
委員	吉野るみ	小田原市子ども若者部長
委員	遠藤孝枝	小田原市経済部長
委員	池田法枝	緑地区主任児童委員
委員	塩練雪子	読み聞かせボランティア代表者

(2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委員が審査基準に従って各申請団体を採点した。

ゆうりん・おだたんグループ

No.	審査項目	配点	得点
1	運営組織・利用者サービスに関する事項	400	345
2	図書館の管理運営に関する事項	800	722
3	子育て支援センターの管理運営に関する事項	800	707
4	連携事業に関する事項	400	347
(合計)		2,400	2,121

おだわらGrow upグループ

No.	審査項目	配点	得点
1	運営組織・利用者サービスに関する事項	400	330
2	図書館の管理運営に関する事項	800	693
3	子育て支援センターの管理運営に関する事項	800	656
4	連携事業に関する事項	400	324
(合計)		2,400	2,003

この結果、小田原市立小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センター指定候補者選定委員会としては、ゆうりん・おだたんグループが指定候補者として適切であるとの結論に至った。

なお、次の内容を、要望事項として付した。

ア 両施設の運営に当たっては、図書館と子育て支援の共同事業である特長を生

かし、更なる連携の強化に努め、今回提案のあった新規事業についても確実に実施すること。また、小田原駅東口に至近という地の利を生かし、施設のPRを強化するなど、更なる利用者の拡大に努めること。

イ 子育て支援センターの運営に当たっては、これまで以上に地域や連携機関との関係を深めるとともに、地域子育てひろば等地域の取組に対する支援など連携強化に努めること。

7 指定候補者

小田原市立小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センター指定候補者選定委員会における審査・協議を踏まえ、次の団体を指定候補者として選定した。

- (1) 団 体 名 ゆうりん・おだたんグループ
- (2) 代 表 者 名 株式会社有隣堂 代表取締役 松信 健太郎
- (3) 所 在 地 横浜市中区伊勢佐木町一丁目4番地1

工 事 概 要

工 事 名	旧小田原市民会館解体撤去工事
工 事 箇 所	小田原市本町一丁目 5 番 1 2 号
工 事 概 要	(変更分) 新たに確認された地中障害物等及びホール棟浄化槽残置物の撤去等に伴う費用変更及び工期延長

配置図

